魚津市広報

発行所
富山県魚津市役所
編集発行人 関口 長
(毎月1日発行)

魚津市荒町
小浜印刷所

人口動態
(昭和34.11.30現在)
世帯数 9 292世帯
人口 46.566人

財政再建計画のあらまし

当市は、財政を建全なものにするため、地方財政再建促進特別措置法により財政の再建を申請しておりましたところ、九月十七日付で財政再建計画は承認になりましたので、そのあらましを次に公表します。

六ケ年間に赤字解消
大きな忍耐と努力て

昭和二十七年四月合併新設されてから皆さんのご協力により、新しい市の建設のために種々事業を行つてきました。この間普通建設事業のほか昭和二十七年の大水害や昭和三十一年の大火による復興事業等もあつて十六億五千九百余万円の事業を実施しております。

この事業費の財源につきましては、限られた市税等の収入では到底全部の経費を賄うことができなかつたので、合併以来昭和三十三年度までに学校増改築、道路、橋梁の新設や改良、都市計画、公営住宅建設、児童福祉施設および下水道等の事業費に充てるため、一億四千二十八万円、水害復旧事業に九千三百九十万円、火災復旧事業及び火災による学校等の復旧事業費に一億一千四百七十万円、災害公営住宅建設等に四千九百六十万円、合計三億九千八百四十八万円の市債を借入れるとともに地元立替の方法により一億三千九百十四万円の借入れをして事業を行つてきました。

この借入金は、昭和三十三年度までに一億四千六十万円を返済しましたが、昭和三十四年三月末には、合併の際引継いだ三千六百七十三万円を含めて三億八千六十八万円の市債と五千二百七万円の地元立替による借入金を合せて四億三千三百七十五万円が未償還金となつております。

これら事業費は昭和三十一年度までは、さきに述べました市債または地元立替による借入金によつてどうにか財政の運営をはかつてきました。ところが昭和三十一年九月の大火によつて、復興事業を施行しなければならなくなりました。当時の財政状況は市債や地元立替金の返済等もあり、非常に窮乏しておりましたので、能う限り補助金または市債の借入れにつとめましたが、昭和三十二年度において四千三百五十九万円、昭和三十三年度に一千百十六万円の赤字が生じました。

一方、上水道事業においては、事業施行以来一億七千万円の市債を借入れて事業の完成を見ましたが、昭和三十三年度まで三千九百二十六万円の赤字が生じました。

そこでこれをこのままにしておきますと上水道事業会計の波綻が予想されましたので、止むを得ず前記の赤字額を一般会計で補うことにしましたので、昭和三十三年度末で赤字額の合計は九千四百二万円となりました。これに昭和三十三年度末の未返済の市債および地先立替による借入金を加えますと五億二千七百七十七万円(上水道、簡易水道市債を含まない)になります。これは本市の現住人口一人当り一万一千余万円の負債となります。

以上のような財政状態でありますので、一日も早く市の財政を健全な明るいものとするために、赤字を計画的に解消することが緊要でありますので、国において低利資金のあつ旋および利子補給等の援助を受け、この際地方財政再建促進特別措置法によつて計画的に市財政の再建をすることになりました。去る三月、市議会の議決を得て、地方財政再建促進特別措置法によります財政の再建を国に申しでましたところ六月十五日付で再建団体として指定を受けました。

その後、国の指示等によつて財政再建計画をたてましたが、この計画は十一月七日付魚津市告示第三十号で公表したように九月十七日付で承認になつております。

なお、財政再建計画の策定については今後の建設事業の施行も考慮して赤字解消の期間を昭和三十四年度から昭和三十九年度までの六ケ年間として、歳入については市税および税外収入の確保につとめるとともに、歳出については市発展のため緊要と認められる建設事業に重点をおき、人件費、物件費等の経費の圧縮節減をはかりました。

しかしながらこの再建計画をなしとげるためには、大きな忍耐と努力が必要でありましてここ当分緊縮財政を堅持して行かねばなりません。即ち今日から六ケ年間不自由と困苦に耐え忍んで行くことは、とりもなおさず将来の明るい希望と市勢の発展を招来する唯一の途なのであります。何とぞ市民の皆さんにはこの趣旨をお諒承下さいまして財政再建計画の遂行に格段のご協力をお願い申しあげます。

赤字解消計面

(単位千円)

年度	赤字額	赤字解消額 元金	利子	計
34	94.020	13.000	6.695	19.695
35	81.020	13.000	5.768	18.768
36	68.020	18.000	4.840	22.840
37	50.020	18.000	3.550	21.550
38	32.020	20.000	2.260	22.260
39	12.020	12.020	840	12.860
合計		94.020	23.953	117.973

なお、赤字額九千四百二万円のうち、利率は元金五五、〇二〇千円については年六分五厘、元金三九、〇〇〇千円については年八分の割となつています。

魚津市告示第三十号

財政再建計画の公表について

魚津市財政再建計画について昭和三十四年九月十七日付自治庁長官から承認があつたので地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)第四条の規定により次のとおり公表する。

昭和三十四年十一月七日

魚津市長 寺田太吉

財政再建の基本方針

財政再建の期間

昭和三十四年度を始期とし、昭和三十九年度を終期とする六年間とする。

1. **財政再建の基本方針**

(一)総括的事項

(一)行政規模の合理化に関する方針

行政規模は類似団体及び近隣市の状況を比較検討して、本市の財政力に適合させる。

(二)組織の簡素合理化に関する方針

出張所の統廃整理を行う。本庁の機構について再検討を加え、簡素合理化をはかる。

(三)職員配置の合理化に関する方針

イ、職員配置は、各課所における事務量とこれに対応する職員数を再検討し適正配置を行う。

ロ、議会事務局および各種委員会事務局職員については、その相互間または市長部局の職員との間において配置転換、兼務発令等の方法により職員配置の合理化をはかる。

(四)事務処理の能率化に関する方針

イ、現行の事務処理方式を再検討し、その改善をはかるとともに事務処理の能率的執行をはかる。

ロ、職員研修を強化し、あわせて日常業務の現任訓練を行うほか、各職員の能率向上のため必要な措置を講ずる。

(五)予算執行の合理化に関する方針

イ、常に収支の実情を把握するとともに、歳出予算の支出計画と資金計画を適合させて計画的に予算配当及び会計経理を行う。

ロ、予算の執行に当つては、歳入の確保につとめるとともに既決予算の範囲内において、極力経費の効率化をはかる。

2. 歳出の抑制及び節減に関する方針

(一)消費的経費の抑制および節減に関する方針

イ、人件費については、各行政部門における事務量とこれに対応する職員定数及び臨時職員数を再検討し、その結果生ずる過員はこれを減員する。

ロ、物件費及びその他の消費的経費については、毎年度一般財源支出額の総額を定め、これが支出の抑制につとめる。

(二)投資的経費の抑制および節減に関する方針

イ、一般公共事業については、事業認承額に対する負担額が財政規模を上廻ることのないようにつとめるとともに、単独事業については、真に緊急やむを得ない事業のみに止め経費の節減につとめる。

(三)その他の経費の抑制および節減に関する事項

特別会計の経費については極力経費の節減をはかるとともに、収入増加の方途を講じ、一般会計からの繰出金はやむを得ないもののみに抑制する。

3. 歳入の増収および確保に関する事項

(一)税の増収および確保に関する方針

課税標準の捕捉と徴収歩合の向上に最善の努力をはらい基準財政収入額の類似団体の状況と比較検討し、通常の成績以上の税収を確保する。

(二)税外収入の増加および確保に関する方針

イ、法令にもとずく手数料については、その最高限度額を確保するとともに、その他の手数料、使用料等についても、類似団体の状況と比較検討して増収につとめ、市税の延滞金及び加算金等の収入については、完全徴収をはかる。

ロ、市有財産については、処分できるものは処分し、維持管理費の節減をはかる。

× × × × ×

財政の再建に必要な具体的措置

歳出の抑制および節減に関する事項

1、消費的経費の抑制および節減に関する事項

(一)人件費の抑制および節減に関する事項

イ、職員数については、昭和三十四年度において人員整理を断行するとともに、再建期間中において最少限度の人員に縮減するよう職員定数条例の改正を行うものとする。

ロ、職員の適正配置及び職員の新陳代謝の促進等の措置により給与費の縮減につとめる。

ハ、常勤的臨時職員については、イの職員定数とにらみ合せ検討し、漸減するよう措置して経費の節減をはかる。

(二)物件費の抑制および節減に関する事項

イ、物件費については、既定規模にとらわれず徹底した消費規制を行い、これを圧縮する。

ロ、交際費および食糧費については極力抑制する。その他の需用費については、定期刊行物の整理、電話の減少、市外通話の制限、諸帳簿の簡素化、文書の印刷および発送方法の合理化、用品調達の改善ならびに各種施設の整備を実施して、経費の抑制節減をはかる。

(三)補助交付金及び寄付負担金の抑制および節減に関する事項

法令に定める以外のものについては、法定どおり前年度の基準財政需用額の百分の三に圧縮する。

2、投資的経費の抑制および節減に関する事項

(一)補助事業の抑制および節減に関する事項

イ、普通建設事業については、国、県補助金および起債を財源とするものにあつては、決定額および許可額の範囲内で実施する。

ロ、災害復旧事業については、当該事業の緊急度を勘案して措置する。

ハ、失業対策事業については、おおむね前年度実績の範囲内に止めるものとする。

(二)単独事業の抑制および節減に関する事項

単独事業については、起債許可額、その他の特定財源を充当してこれを行うことを原則とし、一般財源の充当可能の範囲内において必要最少限度に止めるものとする。

3、その他経費の抑制および節減に関する事項

上水道事業特別会計については、経営の合理化により漸次同会計に対する繰出金の減額措置を講ずる。

歳入の増収および確保

1、税の増収および確保に関する事項

(一)課税標準の捕捉に関する事項

課税関係資料の蒐集整備、課税標準の実態調査、検税方法の改善等により適確な課税をはかるとともに、税務機構および事務手続の改正を行う。なお国、県税関係機関との連絡協調を密にして、課税標準の捕捉につとめる。

(二)徴収歩合の引上に関する事項

納税思想の促進をはかるため、納税組合の指導、育成に努力するとともに、未設置地区に対し極力これが設置をしようようし、事務処理の改善等により徴収成績の向上につとめるものとする。

(三)滞納整理に関する事項

滞納税しつ皆調査の結果にもとづき、分納誓約、徴収猶予、滞納処分および執行停止等の行政措置を厳正にし、税源を維持しつつ滞納税の完済をはかる。なお滞納整理については月間および年間の整理計画を策定し、整理実績の検討改善につとめる。

2、税外収入の増収および確保に関する事項

(一)使用料の増収および確保に関する事項

使用料については、類似団体の状況を比較検討し、極力増収をはかる。市営住宅または施設の使用については、適正な料金の徴収につとめる。

(二)手数料の増収および確保に関する事項

地方公共団体手数料令その他法令によるものは、その最高限度を徴収するものとし、その他のものについては、類似団体の状況と比較して増収をはかる。

(三)財産収入の増収および確保に関する事項

市有財産の整備をはかり処分できる財産は売却し増収をはかる。

お知らせ

本号は、財政再建計画のあらましを特集としました。財政再建計画表のうち歳入歳出年次綜合計画現過年度分の税の徴収計画および税滞納整理計画を別表として発行しましたのでお知らせします。

12月の市税

固定資産税3期分

納期 12月25日

100余国が参加して 世界農林業センサス

12月1日現在で準備調査

来年二月一日には一九六〇年世界農林業センサスが実施されることになつています。

この調査は、十年目ごとに国際連合食糧・農業機構の提唱によつて、世界一〇〇余国が参加して行う農林業基本調査で、わが国としても将来にわたる見透しをもつ農林行政を確立し、農林業の発展と農民の地位の向上を図る農業政策を打ちたてなければならない時期にあるといわれています。

調査の方法は、農業集落および林業地域については農林省統計調査事務所が行い、農家、林家および農家、林家以外の農家、林業事業体については、市で行うことになつています。

調査は十二月一日現在の状態で、来年二月一日に実施する場合の調査対象をあらかじめ確定する準備調査と本調査に分れておりますので、該当する方に対して調査員が訪れることになります。

本調査での内容は概ね次のようなことがらについて調査員が面接して行うことになります。

◇農家および農家以外の農業事業体

(一) 農家にあつては世帯員の状態、農家以外の事業体は経営の態様
(二) 農業雇傭労働
(三) 農業用地、貸付土地および山林
(四) 家畜
(五) 農業用の資材および機械その他の施設
(六) 農業生産物

◇林家および林家以外の林業事業体

(一) 林家にあつては世帯員の状態、林家以外の林業事業体にあつては経営の態様
(二) 山林
(三) 育林および伐採
(四) 林産物
(五) 農業用地

今後の農政のあらゆる分野で活用される基礎的統計資料を作成するのに大いに役立つことをよくご理解いただき、調査員がおうかがいしたときは、皆様のご協力をお願いします。

"人権を尊重しましょう" 四日から人権週間

昔から「笑う門には、福来る」といわれ、一家が何時もにこにこ楽しく暮されることは本当に幸福なことで、誰しも望むところです。

しかし、お前は子供だから、女だからといつて理由なくその意見や行動が封ぜられるのでは頭底望めないことで、それがためには、誰であろうと差別なく自由に話合いができ、正当な主張が聞き入れられるという「人の人格を尊ぶ」気持ちが、お互いの心の中にあつてこそ、始めて一家の円満が得られるものであります。

憲法でも、このような人権の保障が打出され、また国際連合で決議された「世界人権宣言」においても人権を尊重することが世界における自由、正義、平和の基礎であると明記しております。

このため、世界各国とも十二月十日は「人権デー」として記念していますが、わが国においても十二月四日から十日までを毎年「人権週間」と定めております。今年は第十一回目にあたりますが、これを機会に一層人権尊重の大切なことを深く理解し、身近かな家庭よりまず福の神を招きたいものです。

なお、人権問題等でお困りの方は遠慮なく次の所にご相談下さい。

◇富山地方法務局魚津支局

◇人権擁護委員

藤井秀信（川原町）、平沢豊治（金屋町）、朝野朝郎（浜経田）、加藤長左ェ門（村木）

新たに福祉年金を受けられる人

国民年金法にもとずく老令、母子、障害福祉年金の裁定請求は、去る九月から社会福祉事務所で受付けていますが、今後は更に次に該当する方も年金を受けることができますので該当者はできるだけ早く請求手続きをすませて下さい。

老令福祉年金

◇明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた人で、七十才に達した人

障害福祉年金

◇初診日が昭和三十四年十一月一日前である傷病がなおつた者がそのなおつた日において七十才以上であつた者については老令福祉年金が支給されます。

法別表にいう一級とは大体次のとおりです。

- 両眼の視力の和が〇、〇四以下のもの
- 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
- 両上肢または両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能にすわつていることができない程度、または立ち上ることができない程度の障害を有するもの

ただし初診日において二十才未満であつた者は、二十才になつたとき、年金が支給され、また廃疾認定日において七十才以上であつた者については老令福祉年金が支給されます。

◇前各号と同程度以上と認められる身体障害で、日常生活の用を弁することが不能な程度のもの

花岡忠治市議逝去さる

市議会議員として昭和三十一年四月から三年余りにわたつて活躍されていた花岡忠治氏（五七才、東尾崎）は病気のため療養中のところ、去る十一月七日永眠されました。ここに哀悼の意を表し御冥福をお祈りいたします。

まとまつた衛生活動 実を結ぶ

環境衛生模範地区に選ばれた日カ社宅

日本カーバイド紀念社宅（村木）は、厚生省主催の環境衛生改善模範地区に推せんされていましたが、このほど全国十二地区のうちに選ばれ厚生大臣賞（ほかに毎日新聞社賞、環境衛生協会長賞）を受けました。ではこの地区の実態を紹介してみましよう。

昭和二十一年にこの地区にコレラ患者の発生をみたため、これがきつかけとなり、昭和二十三年には親和会防疫班を組織し、これを基礎として衛生部をつくり活動を始めました。

その後、衛生指導者の育成につとめ、保健所等の世話で衛生講話講習会、幻灯会をひらき、衛生思想の普及に乗りだし、紀念社宅内の徹底した衛生活動を展開することになりました。

まず二十四年には春、秋の定期大掃除、更に二十五年には、三ケ月ごとの大掃除、石灰撒布、家屋内のカ、ハエ駆除を行い、婦人の協力を得てねずみ退治、月毎の下水溝掃除も自主的に行なわれるようになりました。

この結果、二十九年には、衛生活動が認められて県衛生部長賞、市長賞の表彰を受けております。

更に各戸のゴミ箱のあつ旋整備をしたり、貯水池を利用し、コイを放魚し、飼育と害虫駆除をはかりました。便所についてもマンホール式に切りかえたり、台所の排水口に金網をはり、ねずみの出入を防ぐこと等にも力を入れましたもちたと、なるた。一方、日カ工場側の理解ある協力で石灰などの配給を受けるなど恵まれたものがありましたが、このようなまとまつた組織活動と指導者のたゆまぬ努力が、このたびの受賞となつたもので、私たちの環境はすべて清潔で住みよいものにしたいものです。

（写真　薬剤撒布作業）

十二月の家畜管理

冬は家畜にとつても栄養や管理の不十分から、健康を害して思わぬ損を招きやすいものです。これから永い冬の管理の良い悪いこそ家畜を上手に飼うか、失敗するかを決するカギでもあります。

◇畜舎の保温と換気

畜舎はすでに防寒設備が完全にできていることでしようが、舎内に隙間風が入りますと、感冒に罹る原因となりますから畜舎の方位、構造、窓、出入口を調べて、隙間風の入らぬように心がけ、できるだけ家の中に太陽の光線が射しこむようにして保温に留意しなければなりません。

また換気が悪いとガスがたまりそのうえ敷わらが家畜の糞尿のためにじめじめして湿気の量が増加してきますといろいろの病気に対する抵抗性が弱くなります。換気窓を完全にし、新しい敷わらを常に入れかえ床の乾燥をはかりたいものです。

このほか運動不足がちとなりますから日光を浴びるようにし、畜舎外に引き出すことを忘れないで下さい。

就学児の種痘と健康診断

来春小学校に入学するお子さんの健康診断と種痘は次の日程で行われます。（日程は種痘、健康診断日の順）

経田校下＝四日、七日
住吉、松倉、天神校下＝七日、九日
上中島、上野方、片貝、道下、西布施、白倉校下＝八日、十日
大町校下＝九日、十一日
本江校下＝十四日、十六日

場所はいずれも小学校で行い、時間は午后一時から三時ないし四時となつています。

明るい話題

テレビのおくりもの 母子寮の児童に

経田母子寮の児童たちは、めぐまれない環境を自分たちの力で明るくしようと、夏から児童全部で余暇を利用してチヤツクなどの内職をつづけてきました。このことが附近の人たちの心を動かし、みんなで、この児童たちにテレビを贈ろうと話がまとまり、平伝寺二区の有志から15.000円、入井吉雄さんから8.000円、寮母鶴見さんから6.500円の寄付があり、このたびテレビを購入することができました。

児童たちはこのうれしい贈物に、ますますよい子になつてお母さんを助け、勉強しようと張切つています。

12月の天気概況　冬型の気圧配置が時々発達するため曇りや雪の日が多く、上、下旬は季節風の強くなる日があつて気温も一時的にかなり下ることがありましよう。月を通じて平均気温は平年並、降水量も大体平年並また日照は多少多い見込みです。

市政を研究する青年議員

本議会五日に

魚津市連合青年団では、青年の市政に対する認識と自覚を深める目的からさきに青年議員三十名を団員の中から選びました。その後三ケ月にわたり、市の予算を研究したり、数グループにわかれ関係課長を講師として市政の研究を行つてきました。

去る二十一日には組織議会をひらき議長などをきめましたが、十二月五日（土）午前九時から市議場で本議会をひらき、今まで研究しあつたことをもとに活潑な質問や討論を行うことになつています。

昭和三十五年を迎え、市民相互の親睦をはかり、新春をお祝いするため新年祝賀交換会を次のとおり開催しますから希望者は**十二月二十日**まで総務課へ申込んで下さい。

- とき　昭和三十五年元旦午前十時から
- ところ　西部中学校講堂
- 会費　百五十円（申込みと同時に納入）

名簿作成の都合上、二十一日以後の申込みは受付けません。

新年祝賀交換会

お知らせ

年賀状、贈答小包等の差出しは早目に

年末から年始にかけて郵便物の取扱いが増えますので、次のような事項についてご協力をお願いします。

◇年賀状は十二月二十三日、贈答小包、印刷物は十二月十五日頃までにお出し下さい。

◇郵便物のあて先は、ハツキリと（同居者あて名の場合は「何々方」と）お書き下さい。

◇小包は相当に幅そうしますから包装を完全にし、年内は荷札をつけてお出し下さい。（郵便局）

電話級無線通信士養成講習会　受講生を募る

魚津市と富山県出漁組合連合会が主催で、電話級無線通信士養成講習会を来年の一月十一日から五十日間（昼）魚津水族館でひらきます。受講料は三、〇〇〇円で、講習会終了後、臨時国家試験を行います。受講希望者は商工水産課（電八一八）へ申込んで下さい。

自衛官募集

受付　一月十四日まで
試験　一月二十日頃
採用予定　三月下旬
応募資格　昭和10年3月2日から昭和17年3月1日までに生まれたもの
試験科目　中学卒業程度
筆記試験（国語、作文、数学社会）身体検査、口述試験

くわしいことについては市役所市民課にお問合せ下さい。

寄付

新湊・東海地方風水害義援金

【魚津】△六〇〇円＝川原区△二四〇円＝上町二区△二、〇〇〇円＝上村木町、石淵三郎【下野方】△五、〇〇〇円＝小坂機業場労働組合△三〇〇円＝本江、松井正二【道下】△七二〇円＝岡仏△四、三三〇円＝村木紀念社宅婦人部△二、三九五円＝道下地区（市民体育大会による）△二、一二〇円＝小川団地自治会△一、二〇〇円＝北鬼江△六六〇円＝下道団地△一、〇六〇円＝青島市営住宅【加積】△五、八七〇円＝加積地区【松倉】△一、〇〇〇円＝金山谷青年団【上野方】△一、三四〇円＝上野方連絡所扱【経田】△二〇、五二〇円＝経田連絡所扱【天神】△三、四八〇＝天神連絡所扱【上中島】△六、八九〇円＝上中島連絡所扱【西布施】△四、四三〇円＝小川寺△三〇〇円＝日尾△六三〇円＝布施爪△九一〇円＝黒沢△八八〇円＝長引野△六八〇円＝大沢△一、八二五円＝長引野△五〇〇円＝御影△二、〇九〇円＝蛇田小計七一、九六〇円

合計四七二、二一九円

このほか皆さんからの温い義援品はおよそ衣類三〇一個、さつまいも七俵にのぼり、早速罹災者におくりました。紙面の都合で紙上の掲載は省かせていただきますから御了承願います。

（亡父仙之助死去による遺志）一〇、〇〇〇円　金屋町　岸本政雄

（亡父文蔵死去による香志）一〇、〇〇〇円　大光寺　宮本文雄　宮本三次郎

（亡父文作死去による遺志）二、〇〇〇円　新町二区　岡本克己

いずれも社会福祉援護金として寄付がありました。